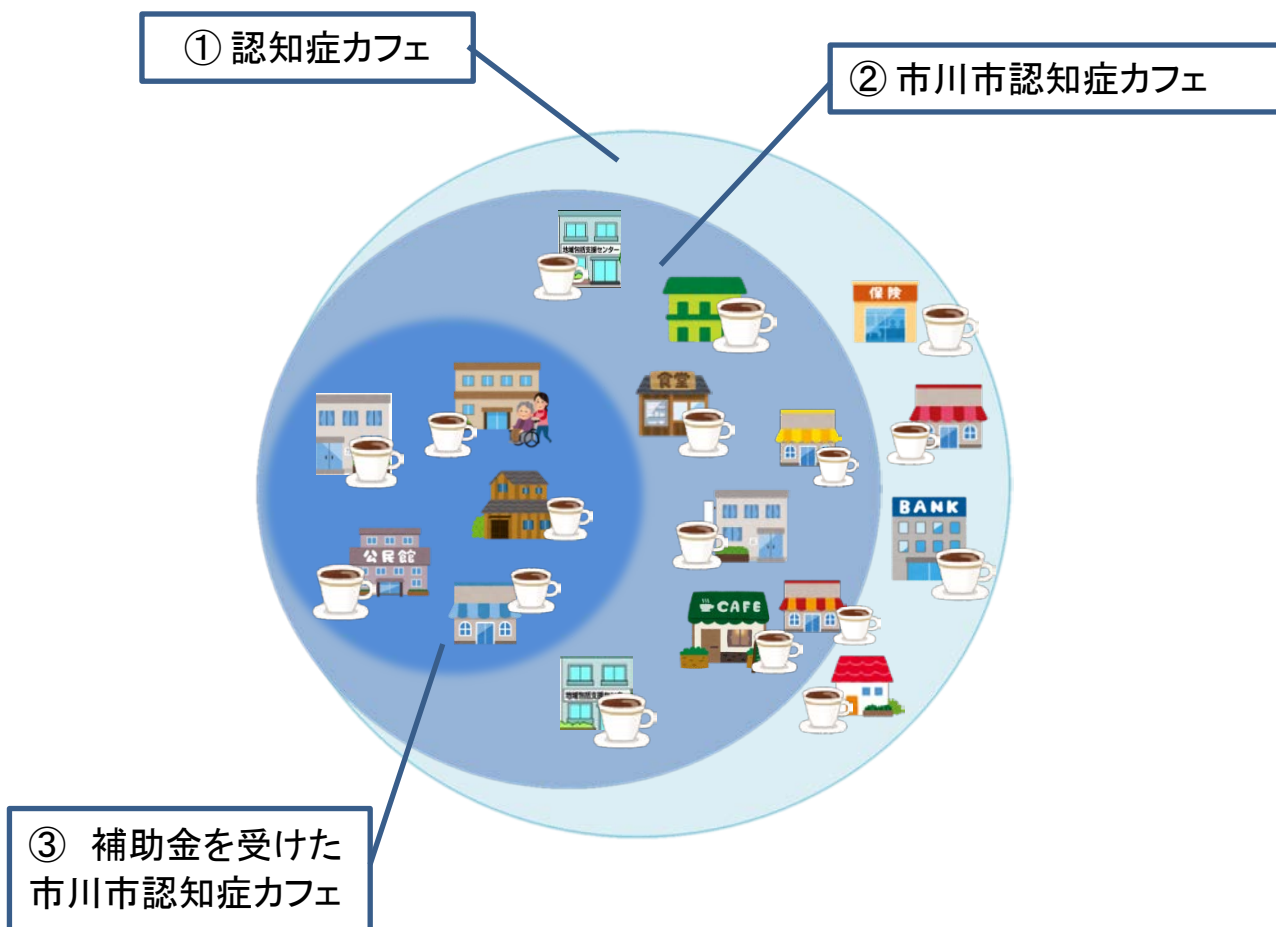


市川市認知症カフェ 登録事業・補助金交付事業のご案内 (令和3年度)



市川市地域支えあい課

市川市における認知症カフェの整理



①認知症カフェ

「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加でき、おしゃべり等を通じて相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場」として運営されているもの。

②市川市認知症カフェ

①の認知症カフェのうち、市川市に登録し、遵守事項に従って運営されているもの。

【主な遵守事項】 ⇒ 2ページ

③補助金を受けた市川市認知症カフェ

②の市川市認知症カフェのうち、一定の条件を満たし、市川市からの補助金を受けて運営しているもの。

【条件】 ⇒ 9ページ

市川市認知症カフェ登録事業

1 事業の概要

- この事業では、遵守事項にしたがって実施することを条件に「市川市認知症カフェ」として登録した団体を【市川市認知症カフェマップ】に掲載して、市民等への周知を図ります。「市川市認知症カフェマップ」は市の公式ウェブサイトで公開するほか、リーフレットにて各高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）などを通じて配布します。また、登録団体からの希望に基づき、開催案内を広報いちかわに掲載したり、団体から提供されたチラシを関係機関に設置する手続きを行うなど周知に協力します。

2 市川市認知症カフェとしての遵守事項

- 市川市認知症カフェとして登録された際には、以下の事項を遵守いただきます。

(1) 開催場所

- ・利用者が利用しやすい場所で実施すること

(2) 実施回数・時間

- ・1年に4回以上実施すること
（ただし、登録した年度については登録日を考慮します）
- ・1回あたりの実施時間は、2時間以上とすること

(3) 従事者

- ・実施1回ごとに、認知症カフェに従事する者を常時2人以上配置すること
遵守事項(4)で示す専門的知識を有する者を配置する場合には従事者の人数に含めることができる。

(4) 相談対応

- ・認知症の方やそのご家族からの相談に応ずるために、実施1回ごとに1時間以上専門的な知識を有する者を配置すること

【専門的な知識を有する者】とは

医療、介護等に関する主に国家及び公的資格を有し、認知症の人を支援した経験のある人

(5) 個人情報の保護

- ・個人情報が適切に保護されるよう配慮すること
- ・職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用しないこと
（従事者でなくなった後も）

(6) 事故防止等

- ・事故の防止と安全な運営に努めること
- ・認知症カフェに係る事故の責任は登録者が負うこと

(7) 飲食を提供する場合

- ・利用者の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努めること
- ・衛生上必要な措置を講ずること

【衛生上必要な措置】について

保健所の営業許可が必要かどうかは設備や営業形態によって個々に異なるため、市川健康福祉センター(市川保健所 生活衛生課 047-377-1103)にご相談ください。

(8) 情報提供

- ・市長から求めがあった場合には、速やかに認知症カフェに関して情報提供すること

(9) 認知症に関する市の取り組みへの協力

- ・認知症サポーター養成講座の開催に関すること等、認知症の人や家族を地域で支える市の取り組みに協力すること。

(10) 地域との協力

- ・認知症地域支援推進員その他地域の関係者と連携を図ること
- ・市民ボランティアの参加を積極的に推進し、地域に開かれた場となるように努めること

【認知症地域支援推進員その他地域の関係者】とは

「認知症地域支援推進員」は、厚生労働省が進める「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に明記されています。

認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するための体制づくりの推進役として、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携支援や認知症の方やその家族を支援する体制作り等の事業を行うことが認知症地域支援推進員の役割です。

市川市では、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)に配置しています。

また、認知症の人や家族を支援している介護事業所の職員、民生委員児童委員なども地域の関係者と考えられます。

(11) 周知

- ・認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること

(12) 市民への啓発

- ・市民が認知症について正しい理解を深める場となるように努めること

(13) 情報掲載への同意

- ・市川市のウェブサイトや周知するためのチラシに認知症カフェの情報を掲載することに同意すること

(14) 市民からの問合せへの対応

- ・利用者等から認知症カフェに関する問合せがあったときには誠実に対応すること

3 登録できる団体

- 認知症カフェを実施する事業所ごとに、「市川市認知症カフェ」として登録を受けることができます。
- 次の要件を満たすときに、登録が可能です。
 - (1) 市内に事務所又は事業所を有する医療法人、社会福祉法人、その他市長が適当と認めるもの

【“その他市長が適当と認めるもの”の例】

- ※株式会社、有限会社、合資会社、同人会社、社団法人、個人事業所
 - ・医療・介護サービスの事業所
 - ・物販店(薬局、スーパーマーケット 等)
 - ・飲食店
 - ・金融機関(銀行、信用金庫、農業共同組合 等)
- ※自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体等の任意団体 など

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする

【宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成する】とは
宗教上の教えを広める、宗教上のルールに従って行われる儀式や行事を行う、教義を学ばせ理解させようとする事

イ 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とする

【政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること】とは
共産主義、社会主義、資本主義のように、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を推進したり支持したり、反対すること

ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職)の候補者(候補者になろうとする人を含む)若しくは、公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反することを目的とする

国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、選挙で当選させたり、落選させたりするようなこと。例えば、特定の候補者を推薦する後援会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙活動を行うことを団体の目的としている場合は申請できません。

エ 市川市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

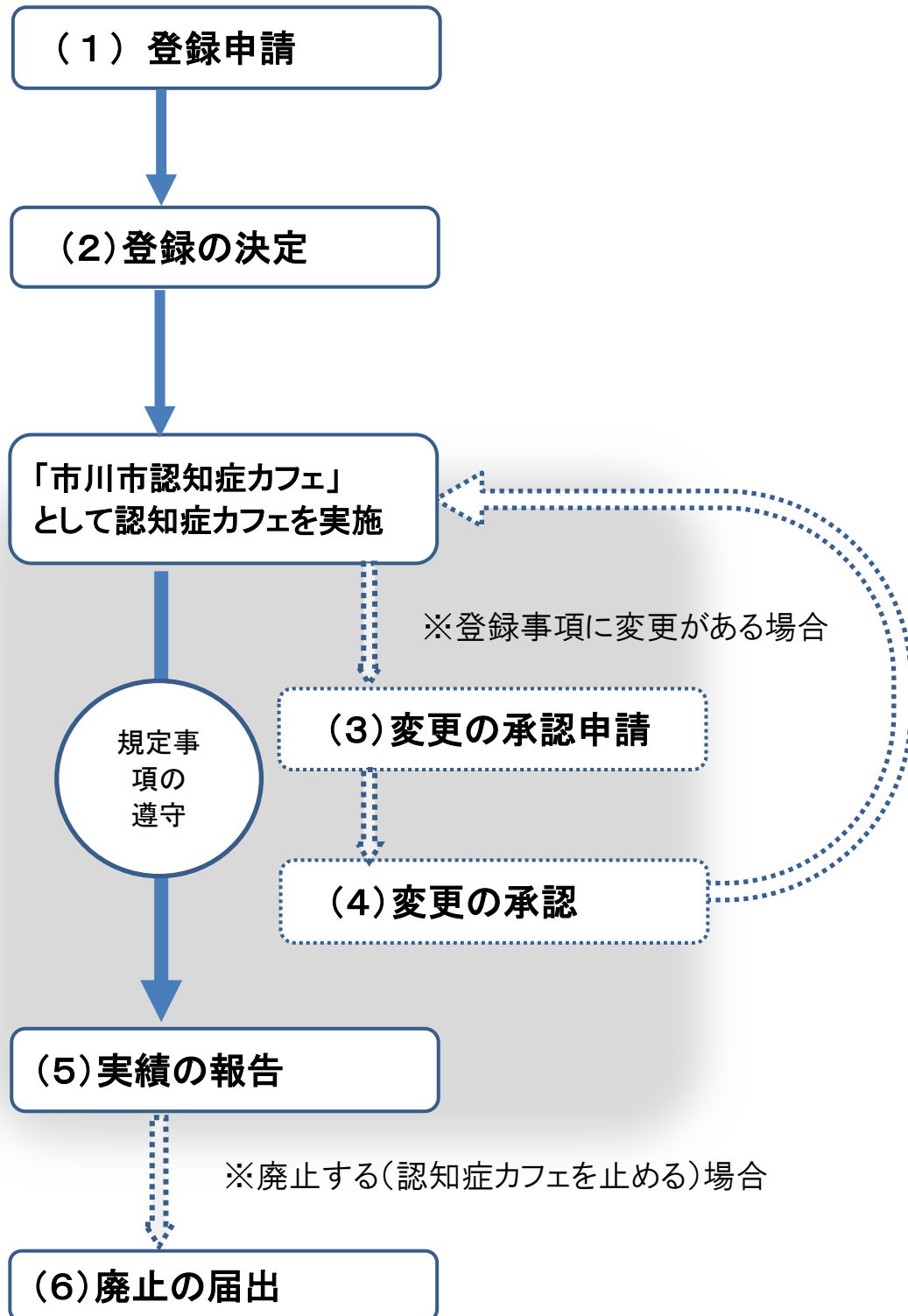
【市川市暴力団排除条例】における規定
「暴力団」…団体の構成員が集団的、常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体
「暴力団密接関係者」…暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者

オ 市川市認知症カフェの登録を取り消され、取消しの日から5年を経過していない

カ 市税を滞納している

※市税については、6ページ参照

4 登録の流れ



(1) 登録申請

- 受付は地域支えあい課窓口と郵送で受け付けます。

※窓口にお越しの際には、担当者の不在を防ぐため、事前にご連絡ください。

- 受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時

- 受付場所 市川市 地域支えあい課

市川市八幡1-1-1 第1庁舎3階

※仮本庁舎とは異なりますので、ご注意ください

- 登録申請に必要な書類

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録申請書	様式第1号	記入例1	
2	団体等概要書	様式第2号	記入例2	
3	市川市認知症カフェ実施計画書	様式第3号	記入例3	
4	市税を納付したことを証する書類			納付書の控え、納税証明書等
5	規約、会則、定款等の写し又はそれに準じるもの	その他市長が必要と認める書類		個人事業所等の場合はご相談下さい。

【市税】とは

市に納めていただく税金の総称。

具体的には、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税があります。

※提出書類はお返しできませんので、必ずコピーをお取りください。

※提出書類に不足や不備があった場合には、再提出等をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(2) 登録の決定

- 登録の可否は「市川市認知症カフェ登録可否決定通知書(様式第4号)」でお知らせします。

(3) 変更の承認申請

- 登録申請の際に提出した書類の記載事項を変更しようとするときには、市長の承認を受けてください。

※申請時に提出された書類に基づき、市の公式Webサイト、認知症カフェマップに掲載します。

市民に正確な情報提供を行うためにも、変更が生じたときには、速やかに手続きを行ってください。

- 登録申請事項変更承認申請に必要な書類

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認申請書	様式第5号	記入例4	変更前の内容と変更後の内容を比較対照できる資料を添付してください

(4) 変更の承認

- 登録申請事項変更承認の申請書の提出を受けた時には、その内容を審査し、承認の可否を決定して、「市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認等通知書(様式第6号)」でお知らせします。

(5) 実績の報告

- 毎年度、その年度に実施した認知症カフェの状況の報告をお願いします。

- 報告の期日

・実施した年度で、認知症カフェを最後に実施した日の翌日から20日を経過した日
または3月31日のいずれか早い日にちまでに報告してください。

※事業を廃止したり、登録を取り消されたりした場合には、届出日や取消し日の翌日が起算日となります。

【認知症カフェを最期に実施した日の翌日から20日を経過した日】とは



- 報告のための書類

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ実施報告書	様式第8号	記入例5	
2	認知症カフェを実施したことを証する書類	市長が必要と認める書類		認知症カフェのチラシ、記録写真等
3	アンケート結果等			任意提出

(6) 廃止の届出

○ 認知症カフェを廃止する時には、届出をお願いします。

※ 廃止の届出がなされるまで、登録は継続されたままとなりますので、ご注意ください。
(取消しされた場合を除く)

○ 廃止の届出に必要な書類

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ廃止届出書	様式第7号	記入例6	

5 登録の取消し

○ 以下に該当することが判明したときには、登録を取り消すことがあります。

- (1) 申請内容に偽りがあるなど、不正な手段で登録を受けたとき
- (2) 市長の指示に従わないとき
- (3) その他、「市川市認知症カフェ登録事業実施要綱」の規定に違反したとき

○ 登録の取消しを決定した際には、「市川市認知症カフェ登録取消通知書(様式第9号)」により通知します。

6 その他

○ 市長は、認知症カフェの運営状況に関し必要があると認める時には、登録者に報告を求めたり実地調査を行うことができることとします。

市川市認知症カフェ登録事業補助金

1 補助金の概要

- この補助金は、認知症カフェの促進を図るために、市川市認知症カフェの運営を行う団体に対して、認知症カフェの運営に必要となる経費の一部を補助するものです。
- 主に、認知症カフェの運営が軌道に乗るまでの期間に必要な経費に対して補助を行います。

※ 社会福祉法人は、「市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金交付要綱」、それ以外の団体は、「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付要綱」に基づき事業を行います。

(1) 対象者

- 市川市認知症カフェとして登録を受けている団体
※登録の申請と補助金の申請を同時に行うこともできます。

(2) 交付の条件

- 法人格を有する団体は1月に1回以上、それ以外の団体は2月に1回以上の頻度で市川市認知症カフェを実施すること。
 - 補助金の交付の決定を受けた日から2年以上、継続して市川市認知症カフェを実施すること。
- ※ 補助金の交付決定後に条件を満たしていないことが判明した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(3) 補助金の対象となる経費

- 報償費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、広告費、使用料、備品購入費
※ 補助の対象となる経費は、あくまでも市川市認知症カフェを実施するために直接要する経費です。団体の維持・運営のために必要な経費(団体構成員の人件費、事務所の家賃、光熱水費等)や他の事業に流用可能と思われるものは対象となりません。また、認知症カフェ事業について、市川市及び民間で行われている他の助成金等との併用もできません。
- 予算項目を別の経費項目に流用することは認められません。
- 補助の対象期間は補助交付を申請した日からその年度末までとします。

区分	対象となる経費	
報償費	講演等を依頼した講師への謝礼に係る経費 講演会、講習会、ミニコンサート等を行なう場合の、専門的な技能・知識を有する講師、指導者、演奏者等の 専門職に対する報酬や謝礼 に要する費用。 ※所得税法204条に該当する報酬にあたる場合、源泉徴収をする必要がありますので、注意をしてください ※受領書に講師の署名、所属先が記載してあるものを提出してください。	
	○	・医師等への謝礼やコンサートの演奏料 等。(特別なイベント時に限る)
	×	・講師等へのお礼のお花等、現金以外で渡す物 ・団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体に対して支払われるもの
消耗品	認知症カフェを実施するために使用する消耗品の購入に係る経費 取得価格が税込み 1万円未満の物品の購入費用	
	○	・会場を修繕するために購入した材料 ・コップ、皿、カトラリー 等 ・認知症カフェの周知チラシやパンフレットを印刷するための用紙やインク (ただし、団体や事業所の印刷物との明確な区別ができる場合に限る)
	×	・参加者に与えられる記念品となるもの ・参加者の飲食に係る費用
印刷製本費	認知症カフェを周知するためのチラシ、パンフレット等の印刷に係る経費 印刷業者等に依頼して作成する チラシやパンフレットの費用	
	○	
	×	
通信運搬費	切手、はがき等に係る経費(電話代を除く。) 通知や資料等の送付に要する費用	
	○	
	×	・電話代、FAX代
広告費	認知症カフェの宣伝を行うための広告への掲載等に係る経費 新聞折込や広告掲載 等	
	○	
	×	
使用料	講演会等を行うことを目的として使用する会場の使用料等及び機材の賃借料 特別なイベントを実施するため通常とは異なる会場を借りて実施する際の費用	
	○	
	×	・通常の認知症カフェを実施する会場に係る使用料及び当該会場に係る光熱水費
備品購入費	認知症カフェを実施するために使用する備品の購入に係る経費 取得金額が 税込み1万円を超える物品の購入費用	
	○	・コーヒーサーバー、ポット、立て看板 等
	×	・パソコン及びプリンター

(4) 補助の額と交付回数

- 補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額)
- 補助対象経費の合計額が10万円を超えるときは、**10万円**
- 1団体 **1回限り**

2 補助金交付の流れ

市川市認知症カフェとしての登録

※登録事業との同時申請可

市川市認知症カフェの
実施

(1) 補助金の交付申請

(2) 補助金の交付決定

※事前に補助金の交付を希望する場合

(5) 補助金(概算払い)請求

※申請事項に変更がある場合

(3) 変更の承認申請

(6) 概算払いでの補助金交付

(4) 変更の承認

(7) 実績の報告

(8) 額の確定

補助金交付
(概算払いの精算)

(1) 交付申請

- 受付は地域支えあい課窓口と郵送で受け付けます。

※窓口にお越しの際には、担当者の不在を防ぐため、事前にご連絡ください。

※予算の範囲内で、先着順での受付となりますので、早期に受付が終了となることもあります。

※年度内に事業を実施いただく関係から、遅くとも令和3年12月末までの申請をお願いいたします。

- 受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時

- 受付場所 市川市 地域支えあい課

市川市八幡1-1-1 第1庁舎3階

- 登録申請に必要な書類

◆社会福祉法人以外

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請書	様式第1号	記入例①	
2	市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書	様式第2号	記入例②	
3	収支予算書	様式第3号	記入例③	
4	その他市長が必要と認める書類			

◆社会福祉法人

	書類名	様式	備考
1	市川市社会福祉法人助成申請書	様式第1号	
2	理由書		
3	助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う予算書		
4	財産目録及び賃借対照表		
5	その他市長が必要と認める書類		

※提出書類はお返しできませんので、必ずコピーをお取りください。

※提出書類に不足や不備があった場合には、再提出等をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(2) 交付の決定

- 補助金の交付の可否は「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付可否決定通知書(様式第4号)」(社会福祉法人には「市川市社会福祉法人助成可否決定通知書(様式第2号)」)でお知らせします。

(3) 変更の承認申請

- 申請内容に変更が生じた場合、認知症カフェの目的と効果が変わらない範囲(軽微な変更)であれば、変更を届け出ることにより、事業を行うことができます。
軽微な変更にあたらぬものは、補助金の返金が発生する場合がありますので、ご注意ください。

【“軽微な変更”の例】

- ◆補助額に影響しない変更
団体事務所の所在地の変更、代表者の変更、開催場所の変更、開催時期の変更等
- ◆補助額の減額を伴う変更
効率化による経費の削減など

- 開催場所、時期、回数等に変更が生じる可能性のある場合は、すぐに相談してください。
実績報告内容が申請内容と異なる場合、補助対象事業とみなされず補助金の返金が発生する場合があります。
- 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに手続きを行ってください。
※必要に応じて、「市川市認知症カフェの申請事項変更承認申請」と併せて行ってください
- 天災地変、団体の都合等により事業を実施できない場合にも手続きが必要です。
- 補助金交付申請事項変更承認申請に必要な書類

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項(変更・廃止)承認申請書*	様式第5号	記入例④	変更前の内容と変更後の内容を比較対照できる資料を添付してください

*社会福祉法人は「市川市社会福祉法人助成事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)」

(4) 変更の承認

- 補助金交付申請事項(変更・廃止)承認申請書の提出を受けた時には、その内容を審査し、承認の可否を決定して、「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項(変更・廃止)承認等通知書(様式第6号)」(社会福祉法人には「市川市社会福祉法人助成事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第5号)」)でお知らせします。

(5) 補助金(概算払い)請求

- 補助金の交付額が決まったら、決定通知書(P. 13ページ記載)とともに、「市川市認知症カフェ登録事業補助金概算払請求書(様式第11号)」(社会福祉法人には「市川市社会福祉法人補助金概算払請求書(様式第3号)」)を送付します。
- 請求書の様式を受取ってから、2週間以内に提出してください。



必ず団体の口座を準備してください

口座名義は「団体名義」に限ります(個人名義の口座には振り込めません)

《概算払交付請求書の書き方》

概算払請求額	① 円						
振込先	② 金融機関名				③ 支店名		
	④ 口座種別	⑤ 口座番号					
	普通・当座						
	口座名義人						
	ふりがな						
	氏名	⑥					

- ① 概算払請求額…………… 交付決定通知書に記載されている交付決定額を記入
- ② 金融機関名…………… 金融機関名を正確に記入
- ③ 支店名…………… 支店名を正確に記入
- ④ 口座種別…………… 口座種別(普通または当座)の該当する方に○をする
- ⑤ 口座番号…………… 口座番号を正確に記入(7桁未満のときは右詰めで記入)
- ⑥ 口座名義人…………… 上段にはひらがなで、下段には漢字で、名義人を略さずに正確に記入



【ご協力をお願いします】

- ・郵送でのご提出 ⇒ 口座番号、口座名義のわかる部分のコピーを同封してください
 - ・事務局にご持参 ⇒ 通帳をご持参ください
 - ・口座名義の書き間違いにご注意ください
- ※ 間違いやすい例 ⇒ 「ダイヒヨウ」が抜けている、「・」「ー」の有無など

(6) 概算払いでの補助金交付

- ご提出いただいた概算払交付請求書に基づき、ご指定の口座に補助金を入金します。
- ※ 《概算払》のため、事業終了後に精算が必要です。

(7) 実績の報告

- 補助金を申請した年度で、認知症カフェを最後に実施した日の翌日から起算して20日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに実績の報告をしてください。

参考 7ページ

- 実績の報告に必要な書類(社会福祉法人以外)

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書	様式第7号	記入例⑤	
2	収支決算書	様式第8号	記入例⑥	
3	支払を証する書類の写し	市長が必要と認める書類		領収書等 ※費目ごとに分けて任意の用紙に貼付のうえ提出
4	実施の状況を確認することができる書類			印刷物、掲載広告、備品の写真等

- 実績の報告に必要な書類(社会福祉法人)

	書類名	様式	備考
1	市川市社会福祉法人助成事業実績報告書	様式第6号	
2	収入支出決算書	市長が必要と認める書類	
3	支払を証する書類の写し		領収書等 ※費目ごとに分けて任意の用紙に貼付のうえ提出
4	実施の状況を確認することができる書類		印刷物、掲載広告、備品の写真等

(8) 額の確定

- 提出された実績報告書を確認し、最終的に補助金の額が確定したら、「市川市認知症カフェ登録事業補助金確定通知書(様式第9号)」(社会福祉法人には「市川市社会福祉法人補助金額確定通知書(様式第7号)」)でお知らせします。

(9) 補助金交付(概算払いの精算)

補助金の交付(概算払いを受けていない場合)

- 補助金額確定通知書(15ページ記載)とともに送付する、
「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付請求書(様式第10号)」(社会福祉法人には
「市川市社会福祉法人補助金等交付請求書(様式第8号)」)を送付します。
- 請求書の様式を受取ってから、2週間以内に提出してください。

※ 請求書は、14ページの概算払請求書の記載方法を参考にご記入ください。

補助金の精算(概算払いを受けた場合)

- 額の確定を受けた金額が概算払いで交付された補助金の額を下回る場合は
精算が必要です。
- 認知症カフェの運営に要した費用の全体が概算払で交付された補助金の額を上回る場合でも
各経費項目ごとの額が下回っている場合には、精算が必要となります。
- 精算が必要な場合には、額確定通知書に同封する納付書を用いて、指定の期日までに
必ず納付していただくようお願いいたします。

◆ 返金の例 ◆

ケース1 講師の日程が合わず、報償費が不要になった(支出が0円)

医師を招いて認知症の話をしてもらう予定だったが、日程調整ができず、実現しなかった。

報償費予算＝概算払金	10,000円
実績	0円
返金	10,000円

※ 別の経費項目に流用することができないため、概算払いされた10,000円は返金となります。

ケース2 チラシのデザインを印刷会社に依頼せず、印刷のみ依頼した(経費の縮小)

周知チラシのデザインと印刷を印刷会社に依頼する予定でいたが、自分たちでデザインし、印刷のみを依頼したため、支払いが少なくなった。

報償費予算＝概算払金	60,000円
実績	30,000円
返金	30,000円

※ このように、すべての経費項目毎に予算との対比で返金が生じるケースがありますので、ご注意ください。



総額の事業費は予定よりオーバーしても返金が発生します

	事業費		補助金		
	予算	実績	概算払	確定額	返金額
報償費	10,000円	0円	10,000円	0円	10,000円 ※2
消耗品	10,000円	30,000円	10,000円	10,000円	0円 ※3
印刷製本費	60,000円	30,000円	60,000円	30,000円	30,000円 ※2
通信運搬費	5,000円	8,000円	5,000円	5,000円	0円
広告費	0円	0円	0円	0円	0円
使用料	0円	0円	0円	0円	0円
備品購入費	15,000円	40,000円	15,000円	15,000円	0円 ※3
合計	100,000円	108,000円	100,000円	60,000円	40,000円

※1

※1 予算 < 実績(実績が予算を上回っていますが、補助金は増えませんので、ご注意ください)

※2 実績額が予算額を下回った場合は返金が必要です(経費項目毎に計算します)

※3 経費項目毎の実績額が予算額を上回っていても補助金は予算額を基準に計算します

3 その他

(1) 決定の取り消し

- 次の規定に該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき
 - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき
 - (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業等を中止し、又は廃止したとき
 - (4) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (5) 市長の指示に従わないとき
 - (6) 暴力団であることが判明した時

- 決定を取消したときには、「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人助成決定取消通知書（様式第9号）」）で通知します。

- 決定の取消しに伴い、補助金の全部又は一部の返還を命ずることもあります。

(2) 書類の保管

- 補助金を受けた認知症カフェに関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入や支出について証拠書類を整理し、**5年間保管**してください。

市川市 地域支えあい課

住所 〒272-8501
市川市八幡 1-1-1 第1庁舎3階
電話 047-334-1111(代表)
047-712-8521(直通)
FAX 047-712-8789

発行日 令和3年4月